

会議録

1 会議名

令和4年度 上越市学校給食運営委員会（書面開催）

2 議題（公開非公開の別）

- (1) 委員の委嘱（公開）
- (2) 状況報告（公開）

3 開催方法

今年度の学校における児童生徒の新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、書面開催とし、委員から意見をとりまとめ、事務局が回答する方法とした。

- ・令和4年10月4日 書面開催の通知（委員回答期限：令和4年10月31日）
- ・令和4年11月10日 事務局回答

4 委員氏名（敬称略）

委員：堀川邦夫、二瓶昭夫、江口利彦、寸山智彦、白川真、小出恵美、太田一巳、鈴木幸雄、金澤貢、黒木美恵子、田嶋志織、櫻井麻子、池田春美、中戸あきは、今井佑、崇嶋千恵

5 会議内容

「令和4年度上越市学校給食運営委員会資料」により報告

6 委員意見と事務局回答の内容

別紙「令和4年度学校給食運営委員会（書面会議）における委員意見と事務局回答の内容」のとおり

7 問合せ先

教育委員会教育総務課学校給食係 TEL：025-545-9266（内線 1051）

E-mail：kyouikusoumu@city.joetsu.lg.jp

8 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。

令和4年度 学校給食運営委員会（書面会議）における委員意見と事務局回答の内容

議題・内容	委員の意見等		事務局回答
報告1 学校給食の運営	鈴木幸雄 委員	2 学校給食の内容 (5)献立内容について 「地場産＞県内産＞国内産の順で食材を使用」とあるが、食材を選ぶ観点としては品質・安全性と経済性のバランスを図ることが一般的ではないかと思う。そうしたことも含めて、児童生徒に対して、このような方針を食育の一環として教えたり、親に対して説明する機会はあるのか。	学校給食は、教育の一環であり、児童生徒にとって毎日繰り返される生きた教材であります。給食を提供するにあたり、「安心安全」「地域を知る・地域への愛着をもつ」「生産性と持続可能な社会生活」等のねらいを合わせ含めた学校給食指導計画に基づいて給食時間に校内放送で紹介する等（給食委員や栄養教諭によるもの）により、食育の推進を図っています。また、地場産野菜やその生産者について、給食の掲示板や当日の給食時間の指導媒体（紙媒体・動画など様々なもの）を利用して紹介することもあります。子どもへの食育・栄養指導を行う中で、児童生徒が、給食は品質・栄養価・安全性・経済性等、バランスをとり作られていることへの理解や、食への愛着を深める様子が見られています。また、保護者に対しては、「家庭用給食献立表」でお知らせをしたり、給食試食会等を通じて説明を行うことや、学校で食育・栄養指導を受けた子どもから家庭への伝達等により、親子で理解を深めることへつながる様子も見られています。
	中戸あきは 委員	1 学校給食の状況 (2) 給食費について 中学校は1食の基準単価が325円である。物価高騰の影響により、献立作成が非常に厳しい状況である（財政面）。デザートなどの嗜好品の提供回数を減らす対応をしているが、基準単価に抑えることができていない。今後も食品の値上がりが見込まれるため、給食費の値上げの検討、あるいは補助金をつけていただく対策を講じていただければ大変ありがたい。	学校給食費の超過分については、市の財源により対応していく方向で検討を進めていることから、献立作成については、今後も栄養バランスや量の確保を最優先事項としつつ、可能な範囲での創意工夫をお願いします。
報告2 食物アレルギー対応の状況	鈴木幸雄 委員	2 食物アレルギーの対応 除去食・代替食、アレルゲンの確認など、発症予防については記述されているが、発生した場合の校内における応急処置や医療機関との連携（優先して連絡する医療機関など）についてはどのような体制になっているか。	○発生した場合の校内における応急処置や医療機関との連携について ・アレルギーの既往がある場合は、各校の食物アレルギー対応委員会において、「保護者面談記録表」及び医師の診察や検査に基づく「学校生活管理指導表」をもとに、対象となる児童生徒ごとに検討し、個別対応計画を作成した上で対応を行っています。 …別添資料1【学校における食物アレルギー対応の手引き 様式集-様式2：学校生活管理指導表、様式5：個別対応計画例】 ・アレルギー疾患の既往がない場合、管理指導票の提出がない場合は、全学校全学級の所定の場所で保管する緊急時対応マニュアルに沿って応急処置、さらに必要に応じて医療機関受診の対応を行っています。 …別添資料2【学校における食物アレルギー対応の手引き P.38～45：食物アレルギー緊急時対応マニュアル(東京都資料)】 参考：学校における食物アレルギー対応の手引きP.37 第3章 緊急時の対応 1 学校における緊急時の対応 (1)アレルギーの既往がある場合について ア 毎月の対応手順・分担のとおり、複数の教職員で対応する。 イ 個別対応計画（様式5）の裏にそって対応を行う。 (2)アレルギー疾患の既往がない、または、管理指導表(様式2-1)の提出がない場合について ア 毎月の対応手順・分担のとおり、複数の教職員で対応する。 イ 食物アレルギー緊急時対応マニュアル（東京都資料）を使用する。 不測時に対応できるよう、緊急対応ファイルにまとめ、全学級の所定の場所で保管する。 2 エピペン®注射について (1)個別対応計画の内容に即して教職員がエピペン®注射を行う場合は、医師法違反とはならない。 (2)個別対応計画の内容に即して教職員がエピペン®注射を行った後の対応については、上越市教育委員会が全面的に責任を持つ。 (3)医療機関受診時は、職員が必ず同行する。 3 教育委員会事務局における緊急時の対応について 「食物アレルギー事故・アナフィラキシー発症時の教育委員会における対応」のとおりとする。 …別添資料3【学校における食物アレルギー対応の手引き 様式集-資料】
	櫻井麻子 委員	2 食物アレルギーの対応 ①アレルゲンとなる原因食物について、給食で使用するかしないかで対応が大きく変わる。使用回数が少ない食物や使用しなくてすむ食物について検討をお願いしたい。また、「そば、落花生、カシューナッツ、くるみ」については給食使用はないと手引きに記載されているが、保護者にも分かるような文書があるとありがたい。 ②対応の手引きが改定されて2年が経過した。実際の運用や様式使用の意見を取りまとめ、見直しをお願いしたい。	「食物アレルギー対応に関わる実態調査（令和4年8月末に実施）」等からみられた現状・課題も踏まえて、令和5年度以降に検討を行う予定としています。
報告3 異物混入の状況及び対策		なし	
報告4 地場産野菜の使用拡大		なし	
報告5 学校給食調理業務の民間委託		なし	